

各青少年赤十字加盟校長様

日本赤十字社兵庫県支部
事務局長 大久保 博章
(公印省略)

令和2年度青少年赤十字研究推進校の公募について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は青少年赤十字活動の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社兵庫県支部では、青少年赤十字活動の充実・活性化とともに、未加盟校への啓発を図ることを目的に、青少年赤十字研究推進校を設けています。

本研究推進校は、現在、各学校で取組まれている青少年赤十字活動をより充実したものとしていただくため、当支部が年度あたり8万円を上限として助成するものです。

つきましては、別添「青少年赤十字研究推進校設置要項」に基づき、研究推進校の公募を行いますので、指定を希望される加盟校は別紙様式第1号により令和2年4月末日までに申請くださいますようお願いいたします。

記

1 送付書類

青少年赤十字研究推進校設置要項（平成27年12月15日改訂版）

2 研究推進校の申請

設置要項をご一読のうえ、別紙様式第1号に必要事項を記入いただき、令和2年4月末日（厳守）までに下記申請先まで送付願います。

3 研究推進校の指定及び決定

(1) 研究推進校は、小・中・高等学校から計6校指定します。

(2) 研究推進校の指定期間は1年間とし、原則として、最長3年まで継続して申請することができます。

(3) 研究推進校の指定については、5月に開催する兵庫県青少年赤十字協議会総会において決定し、決定後支部から指定の通知を行います。

4 兵庫県青少年赤十字研究会について

研究推進校には、令和3年1月に予定しております研究会にて、活動状況を発表していただきます。（発表形式は自由で、研究会報告書については当支部で作成いたします。）

5 申請及び連絡先

日本赤十字社兵庫県支部 事業部奉仕課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5

TEL:078-241-8922 FAX:078-241-6990

E-mail: ho-shi-ka8922@hyogo.jrc.or.jp

青少年赤十字研究推進校設置要項

日本赤十字社兵庫県支部
(昭和 57 年 4 月 1 日制定)

1 趣旨

青少年赤十字加盟校（以下「加盟校」という）における青少年赤十字活動の充実振興を資するとともに、未加盟校の啓発をはかり、もって青少年赤十字の充実振興を期するため、青少年赤十字研究推進校（以下「研究推進校」という）を設け、研究を委嘱する。

2 研究主題

研究主題は、次の活動に関するものとする。

- (1) 赤十字募金に関する活動
- (2) 防災に関する活動
- (3) 青少年赤十字の普及、育成に関する活動
- (4) 献血推進に関する活動
- (5) 奉仕活動に関する活動
- (6) 社会福祉施設における活動
- (7) 老人福祉の向上のための活動
- (8) 障がい者福祉の向上のための活動

3 研究推進校の指定及び決定

- (1) 研究推進校は、日本赤十字社兵庫県支部（以下「支部」という）が当該支部管内青少年赤十字加盟の小学校、中学校、高等学校から計 6 校を指定する。
- (2) 研究推進校の指定期間は 1 年間とし、原則として最長 3 年まで継続して申請することができる。
- (3) 研究推進校の指定については、兵庫県青少年赤十字協議会総会において決定する。

4 研究推進校の指定の申請

支部は毎年研究推進校の公募を行い、指定を受けようとする加盟校は、「青少年赤十字研究推進校指定申請書」（様式第 1 号）により 4 月末日（厳守）までに支部に申請する。

5 研究推進校の助成金の申請

- (1) 研究推進校の指定を受けた加盟校は、指定後速やかに「青少年赤十字研究推進校助成金交付申請書」（様式第 2 号）に、「助成金収支予算書」（様式第 3 号）を添えて、支部まで申請する。
- (2) 支部は研究推進校の研究等に必要な経費（別表参照）について、年度あたり 8 万円を上限として助成する。

6 研究発表及び報告

研究推進校は、「青少年赤十字研究推進校活動状況報告書」（様式第 4 号）及び「助成金収支報告書」（様式第 5 号）を、翌年度 4 月末日（厳守）までに支部に提出する。期日までに提出されない場合は、翌年度の申請を受け付けない。

また、活動状況等の報告を支部が開催する「兵庫県青少年赤十字研究会」において、研究発表を行う。

付 則

本要項は、昭和57年4月1日制定実施する。

本要項は、平成元年4月1日一部改正実施する。

本要項は、平成18年12月20日一部改正実施する。

本要項は、平成19年4月1日一部改正実施する。

本要項は、平成20年11月1日一部改正実施する。

本要項は、平成22年1月5日一部改正実施する。

本要項は、平成26年12月20日一部改正し、平成27年4月1日から実施する。

本要項は、平成27年12月15日一部改正し、平成28年4月1日から実施する。

(別表)

【助成対象経費について】

区分	内容	留意事項
謝金	外部の講師・助言者等への謝金等	・講師謝礼としての菓子折代は対象外 ・謝金を支払う場合は、受領書を作成するとともに所得税の源泉徴収 [*] を行ってください。
交通費	講師旅費等	
印刷製本費	チラシ・資料印刷、製本代、写真現像代等	
通信運搬費	郵便料、通話料、運搬料等	
消耗品費	用紙代、文具代等	
使用料	会場使用料、機器レンタル料、バス借上料等	・バス借上料の助成金に占める割合は、30,000円を上限とする。
その他	事業の実施に要する経費で、兵庫県支部が認めるもの	

【助成対象とならない経費について】

- ①備品購入費
- ②他の団体又は個人への助成金または寄付金
- ③交付決定日以前に支出された経費（当日会場使用料等の前払い分を除く）
- ④その他助成対象として支部が適当と認めない経費

【参考】

使用耐用年数が、概ね1年以上にわたる物品を備品、これより短い期間又は一度の使用によって消費される物品を消耗品とします。

■個人へ講演料等を支払う場合の注意事項について（お願い）■

大学教授や専門家などの個人へ講演料等を支払う場合には、報酬・料金等として、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要があります。

⇒詳しくは国税局ホームページまたは国税局電話相談センター等へ源泉徴収分を研究推進校助成金から支出する場合は、必ず計上をお願いいたします。